

議案第 59 号

藤岡市市営住宅設置条例の一部改正について

藤岡市市営住宅設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 6 月 14 日提出

平成 30 年 6 月 14 日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市市営住宅設置条例の一部を改正する条例

藤岡市市営住宅設置条例（昭和 39 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市営住宅の表中

「

北の原団地	藤岡 9 4 9 番地 1	木造瓦葺 平家建	37. 19	2	昭和 32 年度	
			28. 92	2		
				37. 19	3	昭和 33 年度
				28. 92	2	

」を

「

北の原団地	藤岡 9 4 9 番地 1	木造瓦葺 平家建	37. 19	1	昭和 32 年度	
			28. 92	2		
				37. 19	2	昭和 33 年度
				28. 92	2	

」に、

「

西ノ原団地	藤岡 1 9 0 7 番地	木造瓦葺 平家建	37. 39	3	昭和 37 年度
			31. 81	6	

」を

「

西ノ原団地	藤岡19	木造瓦葺	37.39	3	昭和37年度
	07番地	平家建	31.81	4	

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。